

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

昭和62年5月1日文部大臣裁定
平成元年6月15日一部改正
平成2年7月30日一部改正
平成3年8月23日一部改正
平成4年6月30日一部改正
平成5年9月24日一部改正
平成6年6月23日一部改正
平成11年1月8日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成12年4月3日一部改正
平成13年1月6日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成19年4月2日一部改正
平成19年12月26日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成25年5月15日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月9日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年3月31日一部改正

(通則)

第1条 市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）に対する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 要保護児童生徒援助費補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）は、市町村が、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の

保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(補助金交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣は、市町村が行う別記1及び別記2の補助事業の項に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助金の額は別記1及び別記2の補助対象経費の項及び補助金の額の項のとおりとする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書(第2号様式)及び収支予算書(第3号様式)を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項による書類の提出後に、災害その他の事情により補助金の交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、当該市町村は、前項に準じ変更後の書類を作成し、これに変更の理由を添えて、別途通知する日までに都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

3 都道府県教育委員会は、市町村から第1項及び前項による書類の提出があったときは、審査の上交付決定額一覧表(第4号様式)を添えて、文部科学大臣に進達するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付決定を行い、都道府県教育委員会に交付決定額一覧表を送付するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項による交付決定額一覧表の送付を受けたときは、速やかに当該市町村に対し、補助金交付決定通知書(第5号様式)を送付するものとする。

3 市町村から前条第2項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、前2項を準用する。この場合、交付決定変更通知書は第6号様式、交付決定変更額一覧表は第4号様式によるものとする。

4 文部科学大臣が交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。また、市町村から提出された補助金交付申請書が都道府県に到達してから文部科学省に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 市町村は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第8条 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告書の提出)

第9条 市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があったときは、都道府県教育委員会に状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 市町村は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第8号様式）を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 都道府県教育委員会は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知（第9号様式）するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項による補助金の額の確定を行った場合には、額の確定に関する報告書（第10号様式）を文部科学大臣に提出するものとする。

3 都道府県教育委員会は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還（第11号様式）を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 文部科学大臣は、第7条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 市町村が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金調書)

第13条 市町村は、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（第12号様式）を作成しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

附 則（平成29年3月31日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助事業から適用する。ただし、本要綱の施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の要綱を適用する。